

八幡宮造営事

弘安四年五月二六日 六〇歳

此の法門申し候事すでに廿九年なり。日々の論義、月々の難、両度の流罪に身つかれ、心いたみ候ひし故にや、此の七八年が間年々に衰病すいびょうをこり候ひつれども、なのめにて候ひつるが、今年けぶんは正月より其の気分出来して、既に一期をわりになりぬべし。其の上よわい齡既に六十にみちぬ。たとひ十に一つ今年はすぎ候とも、一二をばいかでかすぎ候べき。忠言は耳に逆らひ良薬は口に苦しとは先賢の言ことばなり。やせ病の者は命をきらう、佞人ねいじんは諫めを用ひずと申すなり。此の程は上下の人々の御返事申す事なし。心もものうく、手もたゆき故なり。しかりと申せども此の事大事なれば苦を忍んで申す。ものうしとおぼすらん。一篇きこしめすべし。村上天皇、前さきの中書王ちゅうしょおうの書を投げ給ひしがごとくなることなかれ。

さては八幡宮の御造営ごぞうえいにつきて、一定いちじょうさむそうや有らんずらむと疑ひまいらせ候なり。を親やと云ひ、我が身と申し、二代が聞きみにめしつかはれ奉りて、あくまで御恩おんみのみなり。設ひ一事相違すとも、なむのあらみかあるべき。わがみ賢人ならば、設ひ上よりつかまつるべきよし仰せ下さるゝとも、一往はなに事につけても辞退すべき事ぞかし。幸ひに讒臣ざんしん等が、こと事を左右によせば悦んでこそあるべきに、望まるゝ事一とがの失なり。此はさてをきぬ。五戒を先生せんじょうに持ちて今生こんじょうに人身を得たり。されば云ふに甲斐なき者なれども、国主等謂れなく失にあつれば守護の天のいかりをなし給ふ。況んや命をうばわるゝ事は天の放ち給ふなり。いわうや日本国四十五億八万九千六百五十九人の男女をば、四十五億八万九千六百五十九の天まぼり給ふらん。然るに他国よりせめ来たる大難は脱のがるべしとも見へ候はぬは、四十五億八万九千六百五十九人の人々の天にも捨てられ給ふ上、六欲・四禅・梵釈・日月・四天等にも放たれまいらせ給ふにこそ候ひぬれ。然るに日本国の国主等、八幡大菩薩をあがめ奉りなばなに事のあるべきと思はるゝが、八幡は又自力叶ひがたければ、宝殿を焼きてかくれさせ給ふか。然るに自みづからの大科たいかをばかへりみず、宝殿守を造りてまぼらせまいらせむとおもへり。日本国の四十五億八万九千六百五十九人の一切衆生が、釈迦・多宝・十方分身の諸仏、地涌と娑婆と他方との諸大士、十方世界の梵釈・日月・四天に捨てられまひらせん分齊の事ならば、はづかなる日本国の小神天照太神しょうしん・八幡大菩薩の力及び給ふべしや。其の時八幡宮はつくりたりとも此の国他国にやぶられば、くぼきと凹ころにちりたまり、ひきと処ころに水あつまると、

日本国の上一人より下万民にいたるまで^{沙汰}さたせむ事は兼ねて又知れり。八幡大菩薩は本地は阿弥陀ほとけにまします。衛門^{えもん}の大夫^{たいふ}は念仏無間地獄と申し、阿弥陀仏をば火に入れ水に入れ、其の堂をやきはらひ、念仏者のくびを切れと申す者なり。かゝる者の弟子檀那と成りて候が、八幡宮を造りて候へども、八幡大菩薩用ひさせ給はぬゆへに、此の国はせめらるゝなりと申さむ時はいかゞすべき。然るに天かねて此の事をしろしめすゆへに、御造営の大^番ばんし^匠やうをはづされたるにやあるらむ。神宮寺の事のはづるゝも天の御計らひか。其の故は去ぬる文永十一年四月十二日に、大風^{だいふう}ふきて其の年他国よりおそひ来たるべき前相なり。風は是天地の使ひなり。まつり事あらければ風あらしと申すは是なり。又今年四月廿八日を迎へて此の風ふき来たる。而るに四月廿六日は八幡^棟むね上げと^{うけたま}承はる。三日の内の大風は疑ひなかるべし。蒙古の使者の、貴返が八幡宮を造りて此の風ふきたらむに、人わらひさせざるべしや。

返す返す穩便にして、あだみうらむる気色なくて、身をやつし、下人を^具もぐせず、よき馬にもものらず、の^鑑こぎり・かなづち^鎌手^持にもちこしにつけて、つねに^笑えめるすがたにておわすべし。此の事一事もたがへさせ給ふならば、今生には身をほろぼし、後生には悪道^おに墮ち給ふべし。返す返す法華経うらみさせ給ふ事なかれ。恐々。

五月廿六日

日 蓮 花 押

^{たい}大 ^ふ夫 ^{さかん}志 殿

兵 衛 志 殿